

都市計画道路見直し方針

(1)

NO	路線名	区 間	見直し内容			廃止 / 変更の概要・理由
			廃止	変更	存続	
1	3.4.1 近江八幡能登川線	全区間				- 〔ただし、将来的には、(主)大津能登川長浜線(安土・能登川工区)の事業計画及び(都)能登川北部線のJR高架計画の費用対効果等を検証し、法線変更の可能性も検討していく。〕
2	3.5.701 中学校線	全区間				-
3	3.5.702 JR 東口線	全区間		起終点 変更		・現時点では、(都)能登川北部線(本道路交差部以西)の事業化の目処が立っておらず、(一)佐生今線也未改良で、JR踏切での離合ができない。 ・一方、垣見隧道は拡幅に向け現在事業中であることから、(都)中学校線をJR東西市街地の連絡道路として位置づけ、これへのアクセス道路となるよう、都市計画を変更(起終点変更)する。
4	3.5.703 横川高校線	全区間		起終点 変更		・市立能登川病院へのアクセス道路は未改良で、病院整備計画等との整合が欠ける。 ・能登川病院や能登川高校へのアクセス道路として医療・教育機関の軸となるよう、都市計画を変更(起終点変更)する。
5	3.4.6 能登川北部線	全区間				・ただし、JR高架の費用対効果等のさらなる検証を要する。
6	3.5.501 河曲奥線 1: 国道8号以西 2: 国道8号以东	1		法線 変更		・広域幹線ネットワークを形成する道路であるが、新川(1級河川)と法線が重複し整備が困難。 ・新川との重複を避けるよう、都市計画を変更(法線変更)する。
		2				-
7	3.4.7 北町屋築瀬線 <1: (一)佐生五個荘線> <2: (一)佐生五個荘線～(市)竜田金堂線> <3: (市)竜田金堂線～(主)栗見八日市線> <4: (主)栗見八日市線以北>	1		起終点 変更		・幅員16mであり、国道8号バイパスとして都市計画決定されたと想定される。 ・しかし、(一)神郷彦根線が計画中で、バイパスとしての整備の必要性は低下している。 ・本区間は、(一)佐生五個荘線と重複し、現在改良中であることから、区間2まで延伸する都市計画の変更を行う。
		2		振替, 幅員減少		・国道8号バイパスとしての整備の必要性は低下しているが、地区内交通に対応する補完的的道路としての機能を有する。 ・しかし、並行道路が存在し代替道路として機能する。 ・そこで、並行道路への振替、幅員減少(区画街路)の都市計画変更を行う。
		3		法線変 更, 幅員減少		・区間2の都市計画の変更にあわせ、これに接続するための法線変更、幅員減少(区画街路)の都市計画変更を行う。
		4				・国道8号バイパスすなわち通過交通に対応する道路整備の必要性は低下している。 ・通過交通の流入を排除するため、都市計画を廃止する。
8	3.5.502 竜田三俣線	全区間				・並行道路が整備され、代替道路となり得る。 ・この代替道路は、(一)五個荘八日市線とも接続し利便性も高いことから、当該路線の整備の必要性はなく都市計画を廃止する。

都市計画道路見直し方針

(2)

NO	路線名	区 間	見直し内容			廃止 / 変更の概要・理由
			廃止	変更	存続	
9	3.5.503 宮荘小幡線	全区間				・並行道路が整備され、駅アクセス機能を代替し得ることから、当路線の都市計画を廃止する。
10	3.5.201 糠塚小脇線	全区間				・全区間が調整区域内にあり、今後の市街化も見込めない。 ・並行して国道 421 号、(一)小脇西生来線、(市)小脇上之町線が存在し、代替道路として機能し得ることから、都市計画としては廃止する。
11	3.5.202 小脇外線	全区間				-
12	3.4.11 小今太郎坊線	全区間				・沿道の集積度は低く、国道 421 号以北は調整区域内にあり、今後の市街化も見込めない。 ・国道 421 号以北は市道があるが、観光客を含め交通量は少ないことから、都市計画としては廃止する。
13	3.5.204 布施清水線 <1:(都)小脇外線以南> <2:(都)小脇外線以北>	1				-
		2		振替		・整備されている並行道路に都市計画を変更(振替)する。
14	3.4.4 近江八幡八日市線	全区間				- 〔ただし、近江八幡市におけるその他道路の整備状況をふまえ、近江八幡市との協議をとおして、必要に応じ、その道路位置等の見直しについて検討していく。〕
15	3.4.8 東本町建部瓦屋寺線 <1:(都)浜野建部日吉線以西> <2:(都)浜野建部日吉線~(主)彦根八日市甲西線>	1				・近江鉄道との交差が生じるほか、調整区域内にあり、今後の市街化も見込めないことから、都市計画を廃止する。
		2		幅員減少		・市街地の外郭を形成するが、通過交通の利用は想定されず、地区内交通に対応する補完的の道路と考えられる。 ・そこで、(都)浜野建部日吉線とともに幅員減少(区画街路)へ都市計画を変更する。
16	3.5.203 浜野建部日吉線	全区間		幅員減少		・市街地の外郭を形成し、駅アクセス道路として機能する。 ・接続する(都)東本町建部瓦屋寺線も、区画街路への変更(幅員縮小)を想定している。 ・本区間南側の(都)栄八日市駅線も区画街路で、利用交通は地区内関連需要に限定されると考えられる。 ・そこで、(都)東本町建部瓦屋寺線とともに幅員減少(区画街路)へ都市計画を変更する。
17	3.5.206 長谷野建部上中線	全区間				-
18	3.3.2 小今建部上中線	全区間				- ・ただし、近江鉄道交差部については、大規模ランプが計画されているが、事業費の増大が想定されることから、横断工法の検討後、都市計画の変更を行う。

都市計画道路見直し方針

(3)

NO	路線名	区 間	見直し内容			廃止 / 変更の概要・理由
			廃止	変更	存続	
19	3.5.209	1				-
	八日市北部線 <1:八千代橋以北> <2:八千代橋～御河辺橋> <3:御河辺橋以南>	2		法線 変更		<ul style="list-style-type: none"> ・広域幹線ネットワークを形成する道路であるが、八日市新川整備にともない、法線がこれと重複し整備が困難。 ・八日市新川との重複を避けるよう、都市計画を変更（法線変更）する。
		3				<ul style="list-style-type: none"> ・並行して(一)五個荘八日市線が存在する。 ・八日市新川整備にともない、その管理用道路が整備中であり、これにより(一)五個荘八日市線と接続する。 ・八日市新川管理用道路、(一)五個荘八日市線は市街化調整区域にあることから、都市計画を廃止する。
20	3.4.14 八日市駅神田線	全区間				-
21	3.4.9 小脇寺線	全区間				-
22	3.5.205 蛇溝妙法寺線 <1:(市)最上街道線以北> <2:(市)最上街道線以南>	1		幅員減 少		<ul style="list-style-type: none"> ・地区内交通に対応する補完的的道路としての機能を有する。 ・地区内交通に対応する道路として、幅員減少(区画街路)の都市計画変更を行う。
		2				<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の外郭を形成するが、調整区域内にあり、今後の市街化も見込めない。 ・また、並行して(一)高木八日市線が存在し、代替道路として機能し得ることから、都市計画を廃止する。
23	3.5.208 尻無愛知川線	全区間		法線 変更		<ul style="list-style-type: none"> ・広域幹線ネットワークを形成する道路であるが、(一)高木八日市線のパイパス整備により、ネットワークしていない。 ・一方、(一)高木八日市線整備にあわせ、並行道路が整備済であることから、並行道路へ都市計画を変更（法線変更）する。
24	3.5.207 芝原野村線	全区間		起終点 変更		<ul style="list-style-type: none"> ・(都)蛇溝妙法寺線の区間廃止にともない、都市計画を変更（起終点変更）する。
25	3.3.3 八日市日野線	全区間				<ul style="list-style-type: none"> ・ただし、道路幅員については、交通需要への対応を検証し、幅員減少の可能性を検討していく。
26	7.6.201 栄八日市駅線 <1:国道421号以北> <2:国道421号以南>	1				-
		2		起終点 変更		<ul style="list-style-type: none"> ・区間2以南の近江鉄道沿線は、地区内交通への対応可能な道路が存在せず、緊急車両の通行にも支障が生じている。 ・市街地整備および緊急車両対応のため、都市計画を変更（起終点変更）する。

- (主) 主要地方道
- (一) 一般県道
- (市) 市道
- (都) 都市計画道路